

4 公共調達分野

- 多くの地方公共団体で、競争参加資格設定において男女共同参画等の社会性を評価する項目の設定が行われている一方、国では行われていないことについて、どう整理したらよいか。その際、会計法が要請する公正性や経済性の原則との関係をどのように考えるか。また、公共工事と物品の購入等の競争参加資格設定を区分して検討する必要はないか。

⇒会計法も、男女共同参画社会基本法の存在のもとで成立している限り、その基本原理と整合的に解釈することは可能と考えられる。ただ、基本法制定後、地方での PA が実施されてかなりの年月が経過しており、これまでに会計法改正や特別法制定の動きがなかったことは残念であり、また、訴訟になった場合にも、立法の要請等が存在しなかったことはマイナスに作用する可能性があるだろう。この意味でも立法的に解決しておくほうがベターである。

- 男女共同参画の推進を図ることは、企業の成長性を高めることにつながるものと考えれば、現行法令の中で、競争参加資格としての「経営の状況」の一指標として位置付けることはできないか。

⇒解釈論の一つとしては不可能ではないとしても、男女共同参画推進が必ず企業の成長につながるという立証は困難ではないか。有意な情報を収集し、説得的な議論をするための準備が必要。調査会 WG 等で委員の意見を集めるだけでは十分ではない。

- 会計法の適用のない独立行政法人等の発注する事業について、競争参加資格設定や総合評価落札方式における加点の際、男女共同参画等の評価項目を幅広く設定することを要請することについてどう考えるか。

⇒男女共同参画推進にとって、有効・適切な手段であることが認定される場合には、独立行政法人等に「要請」することは、行政裁量の範囲内であり、問題ないと考えられる。

- 総合評価落札方式において、男女共同参画等の評価項目を設定することに品質確保の観点から合理的に説明できる分野が他に考えられないか。例えば、男女共同参画基本計画に位置付けられている施策について、対象を広げることとはできないか。

- 新たに立法措置を講じることが必要であるとする場合に、どのような立法措置が必要となるか。その際、競争参加資格の配慮だけでなく、優先調達の実施まで内容とすることについて、その仕組みも含めてどのように考えるか。また、優先調達を行う「男女共同参画に積極的に取り組む企業」の基準をどのように整理するか。

⇒すでに、2012年2月報告書第2部「政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」139－141頁に関連して議論されてきたところであり、私見は特になし。